【住民異動届・各種証明書交付申請用】

※**委任状は全て委任者（たのむ人）が記入してください。**

**委任者が字を書くことが困難な場合は、代筆が可能です。（代筆者署名が必要）**

**委　任　状**

令和　　年　　月　　日

都城市長　宛て

該当する権限の□に「✓」を記入してください。

|  |
| --- |
| **□　住民異動届に関すること（転入・転居・転出・世帯分離・世帯合併等）** |
| **□　戸籍関係・身分証明書などの交付請求書**※本籍地及び筆頭者の欄に記入が必要 |
| **□　住民票の写しなどの交付請求書** |
| **□　税証明書等申請書** |
| **□　その他（　　　　　　　　　　）** |
| **証明書等の使用目的** |

委 任 者

（たのむ人）

住　　所

㊞※自書でない場合は押印又は指印が必要

　　　　　　　　　　　　氏　　名

　　　　　　　　　　　　生年月日　【明・大・昭・平・令】　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　電話番号

戸籍・身分証明書等の請求の方は記入が必要

本 籍 地

戸籍・身分証明書等の請求の方は記入が必要

筆 頭 者

私は、自ら窓口にこられませんので、次の者を代理人と認め権限を委任します

代 理 人

（窓口に来る人）

住　　所

氏　　名

　　　　　　　　　　 生年月日　【明・大・昭・平・令】　　　　年　　月　　日

※日中に連絡のとれる連絡先

　　　　　　　　　　　　電話番号

　≪代筆の場合≫

※上記委任者は、字を書くことが困難なため、委任状の内容について本人に了承を得た上で代筆しました。

㊞※自書でない場合は押印が必要

代筆者署名

≪重要事項≫

※請求者本人が窓口に申請に来られない場合は、委任状が必要になります。

※窓口に来られる代理人の方は必ず本人確認ができる、顔写真付きの身分証明証をお持ちください。

※法人の場合は、代表者印等を押印してください。

※外国人住民の場合、在留カードまたはパスポートにあるアルファベットで氏名を記入してください。

※偽り、その他の不正な手段により交付を受けた場合は処罰の対象になります。

　（住民基本台帳法第５０条、戸籍法１３5条、刑法第159条）

【住民異動届・各種証明書交付申請用】

**記 載 例**

※**委任状は全て委任者（たのむ人）が記入してください。**

**委任者が字を書くことが困難な場合は、代筆が可能です。（代筆者署名が必要）**

**委　任　状**

令和〇年〇〇月〇〇日

都城市長　宛て

該当する権限の□に「✓」を記入してください。

|  |
| --- |
| **□　住民異動届に関すること（転入・転居・転出・世帯分離・世帯合併等）** |
| **□　戸籍関係・身分証明書などの交付請求書**※本籍地及び筆頭者の記入が必要 |
| **□　住民票の写しなどの交付請求書**  ✓ |
| **□　税証明書等申請書** |
| **□　その他（　　　　　　　　　　）** |
| **証明書等の使用目的**  **パスポート申請のため** |

住　　所　都城市〇〇町〇街区〇〇号

㊞※自書でない場合は押印又は指印が必要

　　　　　　　　　　　　氏　　名　　　都城　太郎

〇

委 任 者

（たのむ人）

　　　　　　　　　　　　生年月日　【明・大・昭・平・令】　　　〇年〇〇月〇〇日

　　　　　　　　　　　　電話番号　〇〇〇‐△△△△‐××××

戸籍・身分証明書等の請求の方は記入が必要

本 籍 地　都城市〇〇町〇〇〇〇番地

戸籍・身分証明書等の請求の方は記入が必要

筆 頭 者　　　都城　一郎

私は、自ら窓口にこられませんので、次の者を代理人と認め権限を委任します

住　　所　都城市〇〇町〇号〇番地

代 理 人

（窓口に来る人）

氏　　名　都城　次美

〇

　　　　　　　　　　 生年月日　【明・大・昭・平・令】　　　〇年〇〇月〇〇日

※日中に連絡のとれる連絡先

　　　　　　　　　　　　電話番号　×××‐△△△△‐〇〇〇〇

　≪代筆の場合≫

※上記委任者は、字を書くことが困難なため、委任状の内容について本人に了承を得た上で代筆しました。

㊞※自書でない場合は押印が必要

代筆者署名　　　都城　次美

≪重要事項≫

※請求者本人が窓口に申請に来られない場合は、委任状が必要になります。

※窓口に来られる代理人の方は必ず本人確認ができる、顔写真付きの身分証明証をお持ちください。

※法人の場合は、代表者印等を押印してください。

※外国人住民の場合、在留カードまたはパスポートにあるアルファベットで氏名を記入してください。

※偽り、その他の不正な手段により交付を受けた場合は処罰の対象になります。

　（住民基本台帳法第５０条、戸籍法１３5条、刑法第159条）